

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、
議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和五年二月十五日

江戸川区長 斎

藤

猛

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
建 築	江戸川区立小岩小学校改築工事	大本・山内建設共同企業体 代表者 株式会社大本組東京支 店 執行役員支店長 監物 昭夫	2.7.7 (621日間)	円 3,090,560,000	今回 4.10.13	円 3,122,999,000 (32,439,000) (1.0%)	既存校舎以前の建物基礎及 び松杭等の地中障害物が埋設 されていたため、撤去処分を行 ったこと等による増
工 事	江戸川区立小岩第二中学校改築工事	五洋・葛西建設共同企業体 代表者 五洋建設株式会社東京土 木支店 常務執行役員支店長 中村 俊智	2.7.7 (640日間)	円 3,399,000,000	今回 4.12.15	円 3,505,876,000 (106,876,000) (3.1%)	既存校舎以前の建物基礎及 び松杭等の地中障害物が埋設 されていたため、撤去処分を行 ったこと、アスベスト含有 建材の撤去処分を行ったこと等 による増
土 木 工 事	春江橋架替工事(その1)	株式会社新建設 代表取締役 大金 弘幸	4.6.30 (240日間)	円 368,500,000	今回 4.10.25	円 386,621,400 (18,121,400) (4.9%)	河川管理者との協議によ り、浚渫工を追加したことによ る増及び他機関との工程調整 により、仮坂路設置工及び 撤去工を変更したことによる 減